

令和8年度 豊島区認可外保育施設利用補助制度のご案内

令和8年4月分から補助を受けるためには、
4月中に不備なく申請を完了する必要があります。

令和8年3月改訂版

○ 事業内容

保護者の就労等で保育を必要とする児童が認可外保育施設を月極め利用した際に、その保護者の経済的負担を軽減するため、認可外保育施設に支払った保育料に対する補助制度を実施しています。

補助制度は、全国一律の幼児教育・保育の無償化制度である「施設等利用の支給」と、区独自制度の「認可外保育施設保護者負担軽減補助金」があります。ご利用の認可外保育施設の種別や在籍クラス、世帯の課税状況等によって補助内容は異なります。

○ 補助金の種類

- 「施設等利用費の支給」（以下「施設等利用費」という。）

幼児教育・保育の無償化に伴い、国から支給される補助金です。「子育てのための施設等利用給付認定」（以下「施設等利用給付認定」という。）を受けている期間に応じて日割計算を行います。

- 「認可外保育施設保護者負担軽減補助金」（以下「負担軽減補助」という。）

豊島区から交付される補助金です。月の初日時点での「子どものための教育・保育給付認定」（以下「教育・保育給付認定」という。）認定状況等に応じてその月の交付の有無を判断し、日割計算は行いません。

○ 施設等利用給付認定、教育・保育給付認定とは

施設等利用費・負担軽減補助を受けるために必要なものです。

就労・疾病・介護等の事由により、日中保護者が児童の保育にあたれない状況にあることが認定を受けるための要件となります。

- 「施設等利用給付認定」

施設等利用費の給付を受けるために必要な認定です。原則、**申請を受けた日から対象**となり、遡って受けることはできませんので、ご注意ください。

- 「教育・保育給付認定」

負担軽減補助を受けるために必要な認定です。原則、**申請を受けた翌月初日から対象**となり、遡って受けることはできませんので、ご注意ください。ただし、入所月中に認定申請された場合に限る、特例として当月初日より認定します(12ページ Q7.参照)。

詳しくは区 HP をご覧ください。

豊島区 HP > 子育て・教育 > 保育 > 補助金・助成金に関すること
> 【認可外保育施設利用者】「保育の必要性」の認定(変更)について



○ 対象施設

【区分 A～C】

東京都認証保育所または、都道府県等に認可外保育施設開設に係る届出を行っており、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書が交付された、豊島区内・区外の認可外保育施設(以下「認可外保育施設」という)。

【区分 D】

各施設所在自治体が「幼児教育・保育の無償化」確認済み施設として、公表している施設。交付要件、補助額等の詳細は1～3ページをお読みいただいた上で、該当の施設区分のページをご確認ください。

施設区分	案内ページ
【区分 A】東京都認証保育所	4～5ページ
【区分 B】企業主導型保育事業	6～7ページ
【区分 C】その他認可外保育施設(東京都認証保育所、企業主導型保育事業を除く)	8～9ページ
【区分 D】一時預かり事業・病児保育事業・子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)・区立一時保育事業・居宅訪問型保育事業(個人)	10～11ページ

* 施設区分や「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」の発行の有無等は、施設へ直接お問い合わせいただくか、「よくあるご質問」の Q1～4 を参考にいただき、ご確認ください。
なお、基準を満たさない認可外保育施設は補助対象外です。

○ 対象者

各施設区分の案内ページ(上記参照)をご確認ください。

○ 対象期間

● 施設等利用費

施設等利用給付認定の開始日から日割りで補助を行います。以降は施設等利用給付認定の認定終期までが補助対象期間となります。

● 負担軽減補助

負担軽減補助の申請(以下「補助申請」という。)が完了し、各施設区分の対象者要件(上記参照)を満たした月から交付対象となります。以降は、教育・保育給付認定の認定終期まで、または当該年度末までのいずれか短い方が補助対象期間となります。

○ 認定・補助金の申請方法

● 【推奨】電子申請による申請

補助金申請と同時に、「施設等利用給付認定」及び「教育・保育給付認定」(以下これらを「各種認定」という。)の認定申請も可能です。右の QR コードよりご申請ください。



申請が完了すると、申請受理の通知(※)をメールで受け取ることができます。

※ 受理通知は交付(不交付)の決定をお知らせするものではありません。

● 申請書(紙)による申請

電子申請を行う環境が整っていない等のご事情がある場合は、申請書(紙)による申請も可能ですが、申請受理の通知はありません。そのため、電子申請の利用を推奨しています。

郵送又は持参により、保育課入園グループへ申請書一式を提出してください。

郵送で申請される場合は、以下の宛先に申請書類をお送りください。申請書類の到着を確認したい場合は、記録が残る方法(簡易書留、特定記録郵便、各種レターパック 等)でご提出ください。

【宛先】〒171-8422 東京都豊島区南池袋 2-45-1 豊島区子ども家庭部保育課入園グループ 宛

○ 交付方法

- 申請内容や在籍状況等の書類を基に、補助金の交付要件を満たしているかを審査し、補助金交付の可否や補助額を示した通知を交付月に郵送します。
- 補助金審査・交付スケジュール(以下表)のとおり、年4回に分けて、申請書に記載された指定口座に補助金を振り込みます。

<補助金交付スケジュール>

対象利用期間	交付(不交付)決定通知発送日	振込予定日
令和8年4月～6月(3ヶ月分)	8月下旬頃	8月末～9月初旬頃
令和8年7月～8月(2ヶ月分)	10月下旬頃	10月末～11月初旬頃
令和8年9月～12月(4ヶ月分)	2月下旬頃	2月末～3月初旬頃
令和9年1月～3月(3ヶ月分)	5月下旬頃	5月末～6月初旬頃

○ 提出書類について

(1) 豊島区認可外保育施設等補助金申請書兼教育・保育給付等認定申請書

⇒電子申請される場合は、添付不要です。

(2) 保育を必要とする事由を証明する書類(就労証明書等・父母両方)

⇒認定基準や「保育を必要とする事由を証明する書類」の詳細は、区 HP をご確認ください。

豊島区 HP > 子育て・教育 > 保育 > 補助金・助成金に関すること
> 【認可外保育施設利用者】「保育の必要性」の認定(変更)について



(3) 金融機関名(もしくは金融機関コード)、支店名(もしくは支店コード)、口座番号及び口座名義がわかるもの(通帳またはキャッシュカードの写し、ネットバンキングのスクリーンショット等)

(4) 非課税証明書(下表に該当する非課税世帯の方のみ)

提出が必要となる方	必要書類	提出時期	提出回数
対象児童が0～2歳児クラスで、令和7年1月1日時点で住所が豊島区になかった方	住民登録のあった自治体の発行する「令和7年度非課税証明書」	申請時 (令和8年9月以降に申請する場合は不要)	年度に1回
対象児童が0～2歳児クラスで、令和8年1月1日時点で住所が豊島区になかった方	住民登録のあった自治体の発行する「令和8年度非課税証明書」	申請時 (申請する時点で添付できない場合は、入手次第速やかに)	年度に1回

*年度内に市区町村民税の修正申告をされた方は、変更されたことが分かる書類を提出していただく場合があります。

*書類の提出がない場合、課税世帯とみなして申請を受理します。

○ 注意事項

● 補助金の申請

⇒補助金の申請は年度に1回手続きが必要です。

● 各種認定期間の管理・変更手続き

⇒各種認定の終了日は申請内容によって異なります。各種認定を受けていない期間は補助対象外となるため、必ずご自身で認定期間の管理を行ってください。また、認定事由が変更になった場合や消滅した場合は、手続きが必要です。

● 認定取消による返還

⇒補助金の交付を受けた後、認定事由が確認できなかった等の理由により、遡って認定が取り消された場合、補助対象外となった期間分の補助金を返還いただきます。

【区分 A】東京都認証保育所に在籍している方

○ 対象者（①～⑤のすべてを満たしている方が対象者です。）

- ① 東京都認証保育所を利用する児童及び保護者が当該月の初日に豊島区民(区内に住民登録をしていること)であり、同一の世帯を構成していること。ただし、保護者のいずれかが区外に住民登録している際に、その自治体から当該児童に対し、同類の補助を受けていない場合は対象。
- ② 子ども・子育て支援法第 19 条第 2 号又は第 3 号の規定に該当し、豊島区の教育・保育給付認定を受けていること。
- ③ 【0～2歳児非課税世帯及び3～5歳児の場合】子ども・子育て支援法第 30 条の 4 第 1 項第 2 号若しくは第 3 号に該当し、豊島区の施設等利用給付認定を受けていること。
- ④ 東京都認証保育所と月48時間以上の月極め入所契約により保育を受けており、幼稚園・認定子ども園・認可保育所・認証保育所・企業主導型保育事業と重複利用していないこと。
- ⑤ 補助対象月の初日に東京都認証保育所に在籍し、対象月の月額保育料等の支払いが完了していること。

○ 補助金額(月額)

<0～2歳児クラス課税世帯>

負担軽減補助にて、「保護者が支払う認可外保育施設保育料等^(※1)から、認可保育所に入所していたならば支払う想定保育料等の額(表1参照)を差し引いて得た額」を 1,000 円未満切り捨てで補助します。

<3～5歳児クラス及び0～2歳児クラスの非課税世帯>

施設等利用費にて、保護者が支払う認可外保育施設保育料^(※2)と補助上限額のいずれか低い方を補助します。

負担軽減補助にて、「保護者が支払う認可外保育施設保育料等^(※1)から施設等利用費の上限額及び認可保育所に入所していたならば支払う想定保育料等の額(表1参照)を差し引いて得た額」を 1,000 円未満切り捨てで補助します。

【表1】

利用契約時間	認可保育所において想定される保育料等(差引額)
月 220 時間まで	0 円
月 220 時間を超え 月 240 時間まで	4,000 円 (認可保育所 延長保育★ 1 時間相当分)
月 240 時間を超え 月 325 時間まで	6,000 円 (認可保育所 延長保育★ 2 時間相当分)

★認可保育所にて
18 時 15 分以降

*325 時間を超える保育料は補助の対象になりません。

【表2】(補助基準表)

クラス	所得等の状況	施設等利用費	負担軽減補助	補助基準額(合計)
0～2歳児	課税世帯		上限なし	上限なし
	非課税世帯	上限 42,000 円		
3～5歳児		上限 37,000 円		

*課税及び非課税の判定については、認可保育所の利用者負担額の計算方法に準じます。

【区分 A】東京都認証保育所に在籍している方

(※1)認可外保育施設保育料等とは、利用契約に基づき支払う月額保育料とします。
主食費・副食費は含みますが、入園料、延長保育料、補食代及び雑費等は対象外です。

(※2)認可外保育施設保育料とは、利用契約に基づき支払う月額保育料とします。
入園料、延長保育料、主食費・副食費・補食代及び雑費等は対象外です。

○ 注意事項

- (1) 日用品、文房具、行事参加費、通園送迎費等は補助の対象外です。
- (2) 他の認可外保育施設に転園した場合は、改めて申請する必要があります。同じ認可外保育施設を年度中に退園、再入園された場合も同様です。
- (3) 認可保育施設・幼稚園に入園決定した月及び別の認可外保育施設等に入園し、保育料補助の助成決定した月からは、認可外保育施設を利用されていても(ならし保育中の利用等)補助の対象となりません。
- (4) 補助申請時の内容に変更が生じた場合や認可外保育施設を退所した場合等は、速やかに保育課入園グループまでご連絡ください。
- (5) 補助申請時の内容に偽りがあった場合には、遡って交付決定を取り消し、既に交付済の補助金を全額返納していただくことがあります。
- (6) 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書が交付された施設について、立入調査の結果、基準を満たさないことが判明した場合、証明書が返還となり、本補助の対象外となる場合があります。
- (7) 補助金の申請手続は年度ごとに必要です。
- (8) 申請児童の育児休業取得中は補助の対象外となります。

【区分 B】企業主導型保育施設に在籍している方

○ 対象者（①～④のすべてを満たしている方が対象者です。）

- ① 企業主導型保育事業を利用する児童及び保護者が当該月の初日に豊島区民（区内に住民登録をしていること）であり、同一の世帯を構成していること。ただし、保護者のいずれかが区外に住民登録している際に、その自治体から当該児童に対し、同類の補助を受けていない場合は対象。
- ② 子ども・子育て支援法第 19 条第 2 号又は第 3 号の規定に該当し、豊島区の教育・保育給付認定があること。
- ③ 企業主導型保育事業と月 48 時間以上の月極め入所契約により保育を受けており、幼稚園・認定こども園・認可保育所・認証保育所・企業主導型保育事業と重複利用していないこと。
- ④ 補助対象月の初日に企業主導型保育事業に在籍し、対象月の月額保育料等の支払いが完了していること。

○ 補助金額(月額)

負担軽減補助にて、「保護者が支払う認可外保育施設保育料等(※)から、認可保育所に入所していたならば支払う想定保育料等の額(表 1 参照)を差し引いて得た額」を 1,000 円未満切り捨てで補助します。

【表 1】

利用契約時間	認可保育所において想定される保育料等(差引額)
月 220 時間まで	0 円
月 220 時間を超え 月 240 時間まで	4,000 円（認可保育所 延長保育★ 1 時間相当分）
月 240 時間を超え 月 325 時間まで	6,000 円（認可保育所 延長保育★ 2 時間相当分）

★認可保育所にて
18 時 15 分以降

*325 時間を超える保育料は補助の対象になりません。

【表 2】(補助基準表)

クラス	所得等の状況	施設等利用費	負担軽減補助	補助基準額(合計)
0～5歳児	課税世帯・非課税世帯	/	上限なし	上限なし

*課税及び非課税の判定については、認可保育所の利用者負担額の計算方法に準じます。

【区分 B】企業主導型保育施設に在籍している方

(※) 認可外保育施設保育料等とは、利用契約に基づき支払う月額保育料とします。
主食費・副食費は含みますが、入園料、延長保育料、補食代及び雑費等は対象外です。

○ 注意事項

- (1) 日用品、文房具、行事参加費、通園送迎費等は補助の対象外です。
- (2) 他の認可外保育施設に転園した場合は、改めて申請する必要があります。同じ認可外保育施設を年度中に退園、再入園された場合も同様です。
- (3) 認可保育施設・幼稚園に入園決定した月及び別の認可外保育施設等に入園し、保育料補助の助成決定した月からは、認可外保育施設を利用されていても(ならし保育中の利用等)補助の対象となりません。
- (4) 補助申請時の内容に変更が生じた場合や認可外保育施設を退所した場合等は、速やかに保育課入園グループまでご連絡ください。
- (5) 補助申請時の内容に偽りがあった場合には、遡って交付決定を取り消し、既に交付済の補助金を全額返納していただくことがあります。
- (6) 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書が交付された施設について、立入調査の結果、基準を満たさないことが判明した場合、証明書が返還となり、本補助の対象外となる場合があります。
- (7) 補助金の申請手続は年度ごとに必要です。
- (8) 申請児童の育児休業取得中は補助の対象外となります。

【区分 C】その他認可外保育施設(区分 A・B を除く)に在籍している方

○ 対象者 (①～⑤のすべてを満たしている方が対象者です。)

- ① その他認可外保育施設(区分 A・B を除く)を利用する児童及び保護者が当該月の初日に豊島区民(区内に住民登録をしていること)であり、同一の世帯を構成していること。ただし、保護者のいずれかが区外に住民登録している際に、その自治体から当該児童に対し、同類の補助を受けていない場合は対象。
- ② 子ども・子育て支援法第 19 条第 2 号又は第 3 号の規定に該当し、豊島区の教育・保育給付認定を受けていること。
- ③ 【0～2歳児非課税世帯及び3～5歳児の場合】子ども・子育て支援法第 30 条の 4 第 1 項第 2 号若しくは第 3 号に該当し、豊島区の施設等利用給付認定を受けていること。
- ④ その他認可外保育施設(区分 A・B を除く)と月48時間以上の月極め入所契約により保育を受けており、幼稚園・認定こども園・認可保育所・認証保育所・企業主導型保育事業と重複利用していないこと。
- ⑤ 補助対象月の初日にその他認可外保育施設(区分 A・B を除く)に在籍し、対象月の月額保育料等の支払いが完了していること。

○ 補助金額(月額)

<0～2 歳児クラス課税世帯>

負担軽減補助にて、「保護者が支払う認可外保育施設保育料等^(※1)から、認可保育所に入所していたならば支払う想定保育料等の額(表1参照)を差し引いて得た額」を 1,000 円未満切り捨てで補助します。

<3～5歳児クラス及び 0～2 歳児クラスの非課税世帯>

施設等利用費にて、保護者が支払う認可外保育施設保育料^(※2)と補助上限額のいずれか低い方を補助します。

負担軽減補助にて、「保護者が支払う認可外保育施設保育料等^(※1)から、施設等利用費の上限額及び認可保育所に入所していたならば支払う想定保育料等の額(表1参照)を差し引いて得た額」を 1,000 円未満切り捨てで補助します。

【表1】

利用契約時間	認可保育所において想定される保育料等(差引額)
月 220 時間まで	0 円
月 220 時間を超え 月 240 時間まで	4,000 円 (認可保育所 延長保育★ 1 時間相当分)
月 240 時間を超え 月 325 時間まで	6,000 円 (認可保育所 延長保育★ 2 時間相当分)

★認可保育所にて
18 時 15 分以降

*325 時間を超える保育料は補助の対象になりません。

【表2】(補助基準表)

クラス	所得等の状況	施設等利用費	負担軽減補助	補助基準額(合計)
0～2歳児	課税世帯	/	上限 80,000 円	上限 80,000 円
	非課税世帯	上限 42,000 円	上限 38,000 円	
3～5歳児	/	上限 37,000 円	上限 40,000 円	上限 77,000 円

*課税及び非課税の判定については、認可保育所の利用者負担額の計算方法に準じます。

【区分 C】その他認可外保育施設(区分 A・B を除く)に在籍している方

(※1)認可外保育施設保育料等とは、利用契約に基づき支払う月額保育料とします。
主食費・副食費は含みますが、入園料、延長保育料、補食代及び雑費等は対象外です。

(※2)認可外保育施設保育料とは、利用契約に基づき支払う月額保育料とします。
入園料、延長保育料、主食費・副食費・補食代及び雑費等は対象外です。

○ 注意事項

- (1) 日用品、文房具、行事参加費、通園送迎費等は補助の対象外です。
- (2) 他の認可外保育施設に転園した場合は、改めて申請する必要があります。同じ認可外保育施設を年度中に退園、再入園された場合も同様です。
- (3) 認可保育施設・幼稚園に入園決定した月及び別の認可外保育施設等に入園し、保育料補助の助成決定した月からは、認可外保育施設を利用されていても(ならし保育中の利用等)補助の対象となりません。
- (4) 補助申請時の内容に変更が生じた場合や認可外保育施設を退所した場合等は、速やかに保育課入園グループまでご連絡ください。
- (5) 補助申請時の内容に偽りがあった場合には、遡って交付決定を取り消し、既に交付済の補助金を全額返納していただくことがあります。
- (6) 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書が交付された施設について、立入調査の結果、基準を満たさないことが判明した場合、証明書が返還となり、本補助の対象外となる場合があります。
- (7) 補助金の申請手続は年度ごとに必要です。
- (8) 申請児童の育児休業取得中は補助の対象外となります。

【区分 D】一時預かり事業・病児保育事業・子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)・区立一時保育事業・居宅訪問型保育事業(個人)を利用している方

○ 対象者 (①～⑤のすべてを満たしている方が対象者です。)

- ① 利用する児童及び保護者が豊島区民(当該月の初日に区内に住民登録をしていること)であり、同一の世帯を構成していること。ただし、保護者のいずれかが区外に住民登録している際に、その自治体から当該児童に対し、同類の補助を受けていない場合は対象。
- ② 幼稚園・認定こども園・認可保育所・企業主導型保育事業と重複利用していないこと。
- ③ 利用する児童が、豊島区から施設等利用給付認定を受けていること。(サービスのご利用にあたり、教育・保育給付認定が必要になる場合があります。詳細は各事業者・保育施設へお問い合わせください。)
- ④ 対象の利用日の保育料等の支払いが完了していること。
- ⑤ 領収証兼提供証明書等^{※1}の提出があること。
(令和8年4～6月分を7月、令和8年7～8月分を9月、令和8年9～12月分を1月、令和9年1～3月分を4月に提出。)

【電子申請(書類の追加提出)でも提出いただけます】

豊島区 HP>メニュー>手続き・届出>オンライン申請(電子申請)手続き一覧
>保育施設に関する手続き>申請後の書類の追加提出



○ 補助金額

<0～2歳児クラス課税世帯>

対象外です。

<0～2歳児クラスの非課税世帯及び3～5歳児クラス>

施設等利用費にて、保護者が支払う認可外保育施設保育料^(※2)の合計と補助上限額のいずれか低い方を補助します。

【表】

クラス	所得等の状況	施設等利用費	負担軽減補助	補助基準額(合計)
0～2歳児	課税世帯			
	非課税世帯	上限 42,000 円		上限 42,000 円
3～5歳児		上限 37,000 円		上限 37,000 円

*課税及び非課税の判定については、認可保育所の利用者負担額の計算方法に準じます。

(※1) 領収証兼提供証明書等とは、「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証兼提供証明書(第8号様式)」のことを指します。ただし、区立一時保育事業については、「一時保育事業利用に係る領収証兼利用証明書(第1号様式)」での提出でも請求可能です。また、子育て援助活動支援事業については、援助を行う会員が発行した活動報告書のみをご提出ください。

(※2) 認可外保育施設保育料とは、利用契約等に基づき支払う保育料とします。

○ 注意事項

- (1) 入園料、延長保育料、主食費・副食費・補食代及び雑費等は補助の対象外です。
- (2) 他の認可外保育施設等を利用し、施設等利用費の上限額まで補助を受けている場合、追加での補助はありません。
- (3) ファミリー・サポート・センターを利用の場合、「預かり」を行っている場合に無償化の対象となります。「送迎」のみの場合は対象外となります。
- (4) 区立一時保育事業とは、豊島区立保育園における一時保育事業のことを指します。認可外保育施設等と併用された場合でも、補助基準額までしか請求できません。
- (5) 補助申請時の内容に偽りがあった場合には、遡って交付決定を取り消し、既に交付済の補助金を全額返納していただくことがあります。
- (6) 申請児童の育児休業取得中は補助の対象外となります。

○ よくあるご質問

Q1. 【区分 A】東京都認証保育所はどこで確認できますか？

A1. 東京都福祉局ホームページよりご確認いただけます。

Q2. 【区分 B・C】「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」の交付状況は、どこで確認できますか？

A2. 施設の所在地の各自治体が交付・公表しているため、各自治体のホームページをご確認ください。

豊島区では、区ホームページで公表しております。

豊島区 HP > 子育て・教育 > 保育 > 保育施設に関すること
> 認可外保育施設(ベビーホテル・東京都認証保育所・企業主導型保育事業等) > 豊島区に届け出ている
認可外保育施設(ベビーホテル等)及び居宅訪問型保育事業者一覧 > 3.指導監督基準を満たす旨の証明書交付施設一覧)



なお、都内の児童相談所が設置されていない自治体については、東京都福祉局ホームページよりご確認いただけます。

Q3. 通園(予定)している施設が、企業主導型保育事業かどうかはどこで確認できますか？

A3. 児童育成協会ホームページをご確認ください。

Q4. 【区分 D】「幼児教育・保育の無償化」の確認済み施設はどこで確認できますか？

A4. 「幼児教育・保育の無償化」の確認済み施設については、施設の所在地の自治体が公表しているため、各自治体のホームページをご確認ください。

豊島区では、こちらのページで公表しております。(概ね毎月更新していますが、最新の状況が知りたい場合、お問合せ先までご連絡ください。)

豊島区 HP > 子育て・教育 > 保育 > 保育施設に関すること
> 認可外保育施設(ベビーホテル・東京都認証保育所・企業主導型保育事業等) > 豊島区に届け出ている
認可外保育施設(ベビーホテル等)及び居宅訪問型保育事業者一覧 > 4.確認済みの認可外保育施設等について)



Q5. 現在通っている施設は、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書が出ていなくても国無償化(施設等利用費)の対象になっています。本補助も対象になりますか？

A5. 証明書未発行施設は対象になりません。

Q6. 保育料等の確認方法はようになりますか。

A6. 【区分 A~C】の施設については、本申請以外に追加で保育料のわかるもののご提出は不要です。区から直接お通りの施設へお支払いされている保育料や主食費・副食費、納入状況、契約開始日等を確認させていただき、補助額を決定いたします。

そのため、【区分 D】の利用者や施設が照会に応じない場合等を除き、令和6年度以前までご提出いただいた、「施設等利用費請求書」及び「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証兼提供証明書(第 8 号様式)」等の請求時期毎のご提出は不要となりました。

Q7. 教育・保育給付認定の「入所月特例」とは何ですか？

A7. 教育・保育給付認定は、原則、申請を受けた翌月初日から対象となり遡って受けることはできません。

ただし、新規入所月については、入所月中に認定申請された場合に限り、当月初日より認定します。

(例 10 月1日に認証保育園に入所し、10 月中に認定の申請手続きを行った。)なお、入所月の初日から最初の平日までの間に契約を開始しており、入所月初日に豊島区民として住民登録がある場合のみ、適用されます。

Q8. 現在、企業主導型保育事業に従業員枠で通っており、認定を受けず国無償化の対象となっています。本補助も同様に認定不要ですか？

A8. 本補助においては、認定が必要となります。

Q9. 入園した月から負担軽減補助を受けたいが、申請するタイミングが分かりません。

A9. **教育・保育給付認定をお持ちの方**

例1 10月1日に入所し、10月中に補助申請の手続きを行った。⇒10月から補助対象

例2 10月1日に入所し、11月になってから補助申請の手続きを行った。⇒11月から対象

教育・保育給付認定をお持ちでない方

例3 10月1日に入所し、10月中に補助申請と認定申請の手続きを行った。

⇒入所月の特例により、10月から認定・補助対象

例4 10月1日に入所し、10月中に補助申請は行ったが、認定申請は11月になってから手続きを行った。

⇒原則、認定は翌月初日から交付されるので、12月から認定補助対象

※対象児童の育児休業中の場合、Q10をご確認ください。

※入所月の特例は、入所月の初日から最初の平日までの間に契約を開始しており、入所月初日に豊島区民として住民登録がある場合のみ、適用されます。

Q10. 対象児童の育児休業中の場合、認定・補助の対象となりませんか。

A10. 保護者のいずれかまたは両方が、対象児童のための育児休業中の場合、認定・補助の対象にはなりません。認定・補助をご希望の場合は、補助開始月の翌月1日までに復職を行う前提で、「就労」事由での認定・補助申請を行ってください。また、復職2週間後を目途に『復職証明書』をご提出ください。

Q11. 下の子の育児休業取得中の場合、上の子は認定・補助の対象となりませんか。

A11. 原則、対象児童の育児休業中の場合と同じく、補助開始月の翌月1日までに復職を前提で、「就労」事由での認定・補助申請を行ってください。

ただし、以下の要件に当てはまる場合は、「育児休業」事由での認定が認められ、補助の対象となります。

①就労・出産事由の期間内に、現在利用している施設の月極契約での利用があり、現在も継続していること。

②申請時の月極契約開始日に誤りがないこと(後日、施設へ照会いたします)。

③対象児童以外のための育児休業取得中であることが就労証明書上で確認でき、区に提出があること。

④就労証明書上で、産休・育休期間前の最低就労基準以上の就労実績が確認でき、区に提出があること。

保護者のいずれかまたは両方が、対象児童のための育児休業中の場合、認定・補助の対象にはなりません。認定・補助をご希望の場合は、補助開始月の翌月1日までに復職を行う前提で、認定・補助申請を行ってください。また、復職2週間後を目途に『復職証明書』をご提出ください。

Q12. 一度補助金の申請をすれば、退園・卒園まで補助されますか。

A12. 複数年度にわたる補助申請ではありません。申請書の有効期限は申請時から申請年度末(3月末)までです。年度を超えて同じ認可外保育施設を継続利用される場合でも、年度ごとに改めて申請していただく必要があります。また、年度ごとに申請する際、保育の必要性が継続していることの確認のため、「保育の必要とする事由を証明する書類(就労証明書等・父母両方)」の添付が必要です。

また、年度の途中で提出時と申請内容が変わった場合は、区ホームページをご確認の上、速やかに必要書類のご提出をお願いします。

Q13. 月の途中で認可外保育施設の入所や豊島区に転入した場合、補助金の対象月はどのようになりますか。

A13. 当月中に手続きを完了することで、翌月から補助対象となります。月の初日に豊島区に住民登録があり、保育園に在籍していることが対象月の条件です。また、認可保育施設等に入園が決定した月からは、補助対象ではなくなります。

Q14. 補助金の交付が決定したかどうかは、どのようにして確認するのですか。

A14. 審査結果は郵送にて通知します。詳細は3ページ「交付方法」をご確認ください。
この結果通知には振込金額、予定日も記載されています。

Q15. 歳児クラスとはどうやって決まりますか？

A15. 令和8年度(2026年)の歳児クラスは、令和8年(2026年)4月1日時点での年齢が基準となり、クラスが決まります。

【例】令和7年(2025年)7月7日生まれのお子様は、1歳の誕生日を迎えても令和8年度内(2026年4月～2027年3月)は0歳児クラスです。

Q16. 延長保育の料金や追加日数に応じた保育料は算定の対象となりますか。

A16. なりません。負担軽減補助については、保育所が利用契約上設定している月 220 時間までの月額保育料が対象となり、それ以降の保育料は、利用契約時間に応じて、認可保育園延長料金相当分を補助額から減算致します。詳細は、各区分の表1をご確認ください。

また、月 325 時間を認可保育園に通っていた場合の最長利用時間と考え、月 325 時間を超えた分の保育料は補助対象外となります。

Q17. 幼稚園に通園していますが、幼稚園が夏休み等で長期休園になった場合に、認可外保育施設を利用し補助金を申請することはできますか。

A17. 幼稚園・認定こども園・認可保育所・認証保育所・企業主導型保育事業との重複利用の場合は補助金支給対象となりません。

Q18. 国無償化(施設等利用費)の支給と、負担軽減補助は併用できますか？

A18. 国無償化の支給を受けても、認可外保育施設の保育料に満たない場合、併用できます。

Q19. 国無償化(施設等利用費)と負担軽減補助がどちらも対象の場合、同時に入金されますか。

A19. 異なる補助金のため、別々に振り込まれます。振込日は概ね同日になる見込みですが、別日に入金される場合がありますのでご了承ください。

Q20. 本補助は所得税法上、課税所得になりますか？

A20. 非課税所得となります。令和3年の税制改正により、保育を主とする国や地方公共団体からの当該費用の助成等について、子育て支援の観点から所得税・個人住民税を非課税とする措置が講じられました。

Q21. 申請書記入の際の注意事項を教えてください。

A21. 紙の申請書でご提出の場合、鉛筆や消えるボールペン、スタンプ印や修正液は使用しないでください。訂正する箇所には、必ず二重線を引き、その上に正しい記載をお願いいたします。

また、申請者と補助金の振り込み口座の名義人は、同一者となります。(お子さんの口座を指定することはできません。)詳しくは、記入例をご覧ください。

ご案内や Q&A をよくお読みいただき、不明点がございましたら、下記担当グループまでご相談ください。

(お問合せ先)

豊島区 子ども家庭部 保育課 入園グループ

電話 03-3981-2140